



3人乗り自転車・チャイルドシートなどの購入費用を助成します

市では、子育て世帯が安心して外出できるよう、3人乗り自転車やチャイルドシートなどの購入費用の一部を助成しています。



補助金の種類

種類	対象経費 ※平成27年10月1日以降に購入した新品に限る	助成額
自転車等購入補助金	BAAマークと幼児2人同乗基準適合車マークのある3人乗り自転車の購入費（1世帯につき1台まで）	購入費の1/2 （上限1世帯につき5万円）
	SGマークのある幼児用座席と幼児用ヘルメットの購入費（1世帯につき各2個まで）※ただし、3人乗り自転車と同時に購入したものに限る。	
チャイルドシート等購入補助金	新安全基準「ECE/R44」に適合するチャイルドシート・ベビーシート・ジュニアシートの購入費（1世帯につき6歳未満のお子さんの数まで）	購入費の1/2 （上限1台につき1万円）



幼児2人同乗基準適合車マーク

対象者 次の全てに該当する方

- ▷ 購入日から引き続き市内に住所を有する方
- ※ 住民登録をせず一時的に土岐市に居住する「里帰り出産」など、申請後に土岐市で育児をしていく見込みがない方は対象になりません。
- ▷ 申請日に6歳未満（出産予定を含む）のお子さん（自転車等購入補助金は2人以上）を持つ保護者の方
- ▷ 市税および保育料を滞納していない方

申込方法

申請書（子育て支援課で配布または市ホームページからダウンロード）に必要書類を添えて、3月31日までに同課へ提出してください。

詳しくは、市ホームページトップページ「子育て・教育」子育て支援をご覧ください。

☎ 子育て支援課（内線161）



不妊治療に掛かる費用を助成します

市では、不妊治療を行う夫婦の経済的負担を軽減するため、不妊治療に掛かる費用の一部を助成しています。保険適用外となる体外受精や顕微授精（特定不妊治療）と人工授精（一般不妊治療）に掛かる費用の一部を助成します。

■ 特定不妊治療

対象者 次のいずれにも該当する方

- ▷ 岐阜県特定不妊治療費助成事業の申請をし、承認決定通知を受けた方
- ▷ 夫、妻のいずれか一方または両方が、治療の期間および申請日のいずれにおいても市内に住所を有する方

助成額

1回の治療につき、最大5万円（治療法によっては最大2万5千円）

申請期限

承認決定日の3カ月後の月末

※例えば、決定日が平成27年11月5日の場合は、2月29日まで

■ 一般不妊治療

助成対象 平成27年4月1日以降の治療費

対象者 次のいずれにも該当する方

- ▷ 夫、妻のいずれか一方または両方が、治療の期間および申請日のいずれにおいても市内に住所を有する方
- ▷ 夫婦の前年の所得（所得控除後）の合計額が730万円未満である方

助成額

1年度につき、最大5万円

申請期限

平成28年2月までの診療分は3月31日

申請方法など詳細についてはお問い合わせまたは、市ホームページをご覧ください。

☎ 保健センター（☎552010）

